

## 「ヒトを対象とする研究」に関する倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県立芸術大学大学院及び愛知県立芸術大学（以下「本学」という。）における「ヒトを対象とする研究」（以下「ヒトの研究」という。）計画及び実施に関し、必要な事項を定め、もって適正な研究実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「ヒトの研究」とは、ヒトを研究対象とする医学的、生物学的、心理・行動学的研究等で、臨床上の医療及び治療行為以外のものをいう。

### (研究者等の責務)

第3条 「ヒトの研究」に携わる研究者等は、被験者の生命、健康、プライバシー及び尊厳を守り、関係法令、指針及び本規程を遵守しなければならない。

2 研究にあたっては、研究責任者を置かなければならない。

3 研究責任者は、本学において「ヒトの研究」を実施し、又は継続するにあたり、研究開始前に学長の許可を受けなければならない。

### (委員会の設置)

第4条 本学に、「ヒトの研究」に関し必要な事項の審査を行うため、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（1）芸術情報センター長

（2）自然科学の有識者 1名

（3）人文・社会科学の有識者 1名

（4）各学部からの選出委員各2名。ただし、（2）又は（3）を兼務することも可。

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から選任し、学長が委嘱する。

### (許可申請)

第7条 研究責任者が本学において「ヒトの研究」を実施しようとするときは、「ヒトを対象とする研究審査申請書」（様式1）、「ヒトを対象とする研究計画書」（様式2）及び関連資料並びに研究参加者がある場合は「ヒトを対象とする研究同意書」（様式3）を添えて、学長に申請し、許可を得なければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは委員会に諮問しなければならない。

(委員会の開催)

- 第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会の会議は、過半数の委員の出席をもって成立する。
  - 3 審査対象となる研究計画に参加する委員は、当該研究計画の審査に関与することはできない。
  - 4 委員会は、審査の内容に応じて、研究責任者及び研究担当者並びに当該研究領域の専門家に出席を求め、研究計画の内容等の説明及び意見を求めることができる。

(守秘義務)

- 第9条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(審査報告)

- 第10条 委員会の審査結果は、「ヒトを対象とする研究審査結果報告書」(様式4)により、委員長が学長に報告する。

(研究計画の可否等の決定)

- 第11条 学長は、委員会の意見を尊重し、「ヒトの研究」の実施または継続の可否について決定しなければならない。

- 2 前項において、学長は、当該研究計画の可否を決定したときは、「ヒトを対象とする研究審査結果通知書」(様式5)により、研究責任者に通知しなければならない。

(研究計画の中止、終了等)

- 第12条 研究責任者は、「ヒトの研究」を中止または終了した場合、その旨を学長に報告しなければならない。

- 2 研究責任者は、危険度が高いと判断されるなど緊急性の高い理由により当該研究を中止した場合については、遅滞なくその旨を学長に報告しなければならない。

- 3 研究責任者は、「ヒトの研究」を変更する場合、事前に学長の許可を受け直さなければならない。許可申請については、第7条第1項の規定を準用する。

(庶務)

- 第13条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て芸術情報・広報課が処理する。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。